

令和 5 年度

古殿町社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人古殿町社会福祉協議会

令和5年度古殿町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

～みんなでささえあう 笑顔のまち～

(古殿町地域福祉活動計画 基本理念)

近年、科学技術のめざましい発展により生活が年々便利になる一方で、地域の社会環境は一層厳しいものとなってきております。少子・高齢化により人口減少が一段と進む中、核家族化やひとり親世帯の増加等により家族・地域のつながりは希薄化し、同時に支え合いの力も低下してきており、貧困化の進行とともに各地域に孤独や孤立など様々な問題を生み出しております。

また、終息の見えない新型コロナウイルス感染症による人と人との繋がりの希薄化の進行、ロシアによるウクライナ侵攻や円安による電気料や食料品などの値上げ・物価高騰は、私たちの生活にも大きな影響を及ぼしています。

このような中、個人や家族の福祉ニーズは多様化してきており、町民誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して暮らすことができるよう社会全体で連携し、お互いの自立を支え合う地域社会を築いていくことが、より一層重要になってきております。

こうした状況を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉をさらに推進し、新たな課題への対応を図っていくために、住民と関係団体が連携し、一体となって取り組む方向性を示すものとして「古殿町地域福祉活動計画」があります。

本年度は5カ年計画の最終年次として、計画の総仕上げの年とともに、今までの実績を評価し、新たな計画を策定する礎となる年であります。

これからも社会福祉協議会の基本としている「みんなでささえあう 笑顔のまち」をスローガンに、人間性豊かで、思いやりのある明るい福祉社会を実現するため、地域支援事業の意義や目指す方向性について積極的に取り組み、地域福祉活動を推進する力となれるよう努めてまいります。

●令和5年度古殿町社協重点テーマ

- 1) 地域福祉の推進
- 2) 介護予防と関係団体等との連携強化
- 3) 日常生活圏域における個別的ケアの推進
- 4) 介護サービス事業の推進
- 5) 法人経営の強化

III 重点テーマの事業詳細

1 地域福祉の推進

～住み慣れた地域でいつまでも暮らせる環境づくりの推進～

- ・地域福祉活動の推進
- ・共同募金関係事業の推進
- ・福祉バス運行の充実
- ・ボランティア協力者の拡充とボランティアセンターの運営
- ・ふれあい総合相談所の開設

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・高齢者、障がい者、生活困窮者等に対し福祉・生活に関する相談と支援を行う。・地域住民の社会的孤立など様々な地域生活課題の対応のための各種の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none">・相談支援事業(土曜日対応)・日常生活支援事業・福祉機器・車両等の貸出し・低所得者援助資金等貸付・在宅介護者支援事業・ひとり暮らし高齢者自立支援事業
共同募金関係事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域の一人ひとりが助け合い住みよい社会とするために、共同募金運動・歳末たすけあい運動の普及と推進を図る。	<ul style="list-style-type: none">・赤い羽根共同募金・法人等募金・歳末たすけあい運動・義援金の募金活動
福祉バス運行の充実 (町助成事業)	<ul style="list-style-type: none">・高齢者等の交通弱者に対し、福祉バスの定期的運行により社会活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none">・町内7コースを定期運行・月曜日から金曜日 (土、日、祝祭日を除く)
ボランティア協力者の拡充とボランティアセンターの運営	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア協力者の拡充と活動拠点となるセンターの機能強化に努め、ボランティアコーディネートの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none">・一人暮らし高齢者への傾聴・配食サービス事業(毎週木曜日)・ボランティア団体の情報交換・災害時ボランティアセンターの設置・運営機材等の整備・活動保険への加入促進
ふれあい総合相談所の開設(町との共催)	<ul style="list-style-type: none">・町民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言援助を行う。	<ul style="list-style-type: none">・偶数月の第1火曜日、年6回開催 (会場:コスモス荘)・心配ごと相談員、人権擁護委員、行政相談員、弁護士

II 重点テーマの概要

1 地域福祉の推進

～住み慣れた地域でいつまでも暮らせる環境づくりの推進～

- ・地域福祉活動の推進
- ・共同募金関係事業の推進
- ・福祉バス運行の充実
- ・ボランティア協力者の拡充とボランティアセンターの運営
- ・ふれあい総合相談所の開設

2 介護予防と関係団体等との連携強化

～住民の健康保持と安心生活のための中核として～

- ・包括的支援事業の推進
- ・地域における介護予防の取り組みへの支援
- ・認知症支援体制の構築

3 日常生活圏域における個別的ケアの推進

～ずっと住みたいと思うまちづくりを目指して～

- ・日常生活圏域の中で生活を支える仕組みづくり
- ・自助・共助への支援体制づくり
- ・専門職によるサービスと住民主体の助け合いの連携の拠点づくり

4 介護サービス事業の推進

～安心と安全・信頼の介護事業の推進～

- ・訪問介護総合事業及び訪問介護事業
- ・介護予防通所介護事業及び通所介護事業
- ・居宅介護支援事業

5 法人経営の強化

～経営強化に向けた組織の基盤づくり～

- ・組織運営の効率化と活動基盤の強化
- ・社会福祉法人会計等法制に基づく適正な運営
- ・各般にわたる広報活動と情報の公開
- ・福祉関係団体との連携
- ・事業基金・国県等補助金の活用
- ・福祉人材の育成支援

3 日常生活圏域における個別的ケアの推進

～ ずっと住みたいと思うまちづくりを目指して～

- ・日常生活圏域の中で生活を支える仕組みづくり
- ・自助・共助への支援体制づくり
- ・専門職によるサービスと住民主体の助け合いの連携の拠点づくり

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
日常生活圏域の中で生活を支える仕組みづくり	・地域コミュニティの醸成を図り、協働のまちづくりを推進する。	・福祉コミュニティづくり ・地域サロン活動への支援 ・生活支援コーディネーター活動
自助・共助への支援体制づくり	・子どもからお年寄りまで、隣近所で温かく見守ろうとする地域の支えあいへの意識付けを推進する。 ・誰もが安心して生活できる地域での居場所づくりを推進する。	・ゴミ出し ・送迎等の助け合い ・見守り支援 ・声掛け支援
専門職によるサービスと住民主体の助け合いと連携の拠点づくり	・ボランティア協力者の拡充 ・ボランティアの育成支援と、団体間の調整と交流を図る。 ・お互い様運動の展開を図る。	・保健師・作業療法士等が地域に出て向き健康指導 ・ファミリーサポートセンターの運営 ・ボランティア保険の受付 ・ボランティア活動支援

2 介護予防と関係団体等との連携強化

～住民の健康保持と安心生活のための中核として～

- ・包括的支援事業の推進
- ・地域における介護予防の取り組みへの支援
- ・認知症支援体制の構築

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
包括的支援事業の推進	・住民の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助支援を行う。	・総合相談事業（土曜日対応） ・権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント事業
地域における介護予防の取り組みへの支援	・介護予防サービスの適切な利用の促進を図るための連絡と調整等を行う。 ・地域における介護予防活動への支援を行う。	・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業 ・一般介護予防事業 ・生活支援体制整備事業 *生活支援コーディネーター
認知症支援体制の構築	・認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう必要な支援を関係機関との連携と協働により行う。	・認知症ケア推進事業 *認知症地域支援推進員 *認知症初期集中支援チーム員 *認知症カフェ開催（オレンジカフェ） *認知症サポーター養成講座開催等

4 介護サービス事業の推進

～ 安心と安全・信頼の介護サービス事業の推進～

- ・訪問介護総合事業及び訪問介護事業
- ・重度訪問介護サービス障がい者への「居宅介護」
- ・介護予防通所介護事業及び通所介護事業
- ・居宅介護支援事業

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
訪問介護総合事業及び訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度に基づく訪問介護事業を適正に実施する。・年末年始を除き全年営業	<ul style="list-style-type: none">・ケアプランに基づき入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。・複数の機能を併せ持つ介護事業所の長所を生かし、各専門職が連携して適切なケアを実践する。
重度訪問介護サービス障がい者への「居宅介護」	<ul style="list-style-type: none">・障害者自立支援法に基づく重度訪問介護・居宅介護を適正に実施する。	<ul style="list-style-type: none">・介護給付の支給決定を受けた方を対象として、ケアプランに基づき身体介護、生活援助を行う。
介護予防通所介護事業及び通所介護事業	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度に基づく通所介護事業を適正に実施する。・日平均利用者28人以上を目標とする。	<ul style="list-style-type: none">・ケアプランに基づき入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助及び機能訓練を行う。
居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度に基づく居宅介護支援事業を法令及び契約に基づき適正に実施する。・介護支援専門員 5人体制 *1人当たり35件対応	<ul style="list-style-type: none">・常に利用者の立場に立って公正公平なケアプランを作成する。・関係市町村及びサービス提供事業者との綿密な連携を図る。

5 法人経営の強化

～ 経営強化に向けた組織の基盤づくり～

- ・組織運営の効率化と組織体制・活動基盤の強化
- ・社会福祉法人会計等法制に基づく適正な運営
- ・各般にわたる広報活動と情報の公開
(古殿町社協ホームページ <http://www.furushakyo.jp>)
- ・福祉関係団体との連携
- ・事業基金、国・県等補助金の活用
- ・福祉人材の育成支援

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
組織経営の効率化と組織体制・活動基盤の強化	<ul style="list-style-type: none">・開かれた法人運営と、組織・事業・財務の効率的な経営を行う。・人材の育成と組織力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none">・理事会の運営・評議員会の運営・監事会の開催・社協会員の加入促進・法人経営、事業運営の強化・職員の研修、能力開発の充実・コロナウイルス等の感染予防対策を徹底する。
社会福祉法人会計等法制に基づく適正な運営	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人として、統一基準に基づいて適正な運営を行う。	<ul style="list-style-type: none">・効率的な運営と会計管理の適正化を推進する。
各般にわたる広報活動と情報の公開	<ul style="list-style-type: none">・誰にでもわかりやすい情報の発信と福祉啓発。	<ul style="list-style-type: none">・社協だより「コスモス」等の発行・ホームページ・SNSによる情報提供
福祉関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none">・地域の関係団体と連携し地域福祉のネットワークを構築する。	<ul style="list-style-type: none">・近隣の福祉法人やボランティア連絡協議会等との連携強化・多職種連携会議
事業基金、国・県等補助金の活用	<ul style="list-style-type: none">・事業基金、国・県補助金等の活用による事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none">・車両整備や地域福祉活動への活用
福祉人材の育成支援	<ul style="list-style-type: none">・介護技術研修会の開催や福祉資格取得への支援を行う。	<ul style="list-style-type: none">・研修への参加、資格取得合同研修会参加者を支援する。